

県産加工食品海外展開サポート補助金事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、県内企業の海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、海外展開に挑戦する県内加工食品事業者向けの支援として、県産加工食品の海外販路開拓へ向けた取組を広く公募し、中小企業者の取組に対して支援することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「県産加工食品」

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商品の主原料(50%以上)として県内の素材を利用しているもの

イ 県内で製造・加工し、販売しているもの

(2)「中小企業者」

県内に本社又は自社の製造拠点を有する事業者（個人事業主を含む。）及び団体をいう。

(3)「海外販路開拓へ向けた取組」

中小企業者が将来において、海外の事業者と商取引を行うことを目的として、補助金要綱別表1の事業を行うことをいう。

(事業の内容)

第3 対象となる事業は、補助金交付要綱別表1のとおりとする。また補助交付額は、千円未満切捨てとする。

(事業実施主体)

第4 この事業において事業実施主体は、下記いずれか2つ以上該当する者とする。

(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、大分県内に本社又は自社の製造拠点を有する事業者

(2) 県内で製造・加工している商品の販売を主たる事業として営む者

(3) 商品の主原料(50%以上)として県内の素材を利用している者

(事業計画認定申請書の提出及び採択)

第5 事業実施主体は、県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画書の認定を行い、県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定通知書（様式第5号）により、事業実施主体あて通知するものとする。
- 3 事業の着工は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとするが、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、県産加工食品海外展開サポート事業決定前着手届（様式第6号）を提出したうえで、交付決定前に着手することができるものとする。

（審査基準）

第6 補助事業等の効果が分かる資料としてヒアリング実施機関より作成されたヒアリングシート（様式第7号）をもとに総合的に判断し、選定するものとする。

（事業の実施）

第7 事業実施主体は、本事業の要旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

（助成措置）

第8 知事は予算の範囲内において、認定された事業について、別に定める県産加工食品海外展開サポート補助金交付要綱により助成するものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

（附則）

この要領は、令和4年度の当初予算に係る県産加工食品海外展開サポート事業から適用する。

（附則）

この要領は、令和6年度の当初予算に係る県産加工食品海外展開サポート事業から適用する。

（附則）

この要領は、令和7年度の当初予算に係る県産加工食品海外展開サポート事業から適用する。

様式第 1 号（要領第 5 関係）

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
事業者名
代表者氏名

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画について、認定されるよう県産加工食品海外展開サポート事業実施要領第 5 条の規定により申請します。

添付書類

- （1）事業計画書（第 2 号様式）
- （2）収支予算書（第 3 号様式）
- （3）暴力団排除に関する誓約書（第 4 号様式）
- （4）申請者の概要がわかる資料（パンフレットや HP の写し等）
- （5）商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- （6）定款の写し（法人の場合のみ）
- （7）事業の概要がわかる資料
- （8）直近 1 年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- （9）見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し
- （10）補助事業等の効果が分かる資料（ヒアリング実施機関が作成したヒアリングシート）
- （11）その他知事が必要と認める書類

第 2 号様式（要領第 5 関係）

事業計画書

1 申請者概要

名称：		代表者役職氏名：	
住所：			
国内における主たる事業実施場所：			
電話番号：		業種：	
担当者名：		E-mail：	
資本金（出資金）	千円	従業員数：	

2 事業内容

(1) 輸出のターゲット国・地域

--

(2) 上記（1）の選定理由

--

(3) 輸出に取組む商品

--

(4) これまでの輸出に関する取組内容・輸出額

--

(5) 事業計画

以下、当補助事業に関する内容を具体的に記載すること ①事業内容

②事業実施スケジュール

③事業実施体制

④事業実施に係る支援機関からのアドバイス（JETRO・中小機構以外）

※ない場合は「なし」と記載

(6) 成果目標

①当年度の取引見込・目標

②中長期的な取組方向と取引見込・目標

3. 事業費

総事業費	補助対象経費	負 担 区 分		備考
		県費補助金	その他	
円	円	円	円	

4. 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第3号（要領第5関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計		

※積算内訳には、単価×数量等を詳細に記載すること

様式第4号（要領第5関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員が役員となっている事業者
- （4） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （5） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （6） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- （7） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- （8） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第 5 号（要領第 5 関係）

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 

年 月 日付け 第 号で実施計画の認定申請のあった 年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画については認定したので、県産加工食品海外展開サポート事業実施要領第 5 の 2 の規定により通知します。

様式第 6 号（要領第 5 関係）

年度県産加工食品海外展開サポート事業交付決定前着手届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
事業者名
代表者氏名

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施要領第 5 の 3 に定められた事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	
海外見本市等の名称	
開催期間	
事業費	
事業開始予定年月日	
事業完了年月日	
理 由	